



資料 2

高知県社会福祉審議会 各専門分科会・部会の開催状況



◆社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、**民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会**を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

審査専門分科会

開催年月日：令和7年9月16日（火）

<審議内容>

・民生委員・児童委員の一齐改選に係る候補者の審査

令和7年12月1日付け委嘱の民生委員・児童委員候補者（高知市を除く市町村分：区域担当1,307名、主任児童委員116名、計1,423名）について意見を聴取し、事務局提案のとおり厚生労働大臣に推薦することについて了承を得た。（高知市は中核市のため、市から国へ直接推薦）

令和7年一齐改選による高知県内の民生委員・児童委員委嘱状況

R7.12.1 一齐改選時	区域担当			主任児童委員			合計		
	定数	委嘱者	欠員	定数	委嘱者	欠員	定数	委嘱者	欠員
市町村(高知市除く) 計	1,612	1,454	158	129	125	4	1,741	1,579	162
高知市	685	594	91	56	55	1	741	649	92
高知県合計	2,297	2,048	249	185	180	5	2,482	2,228	254

(参考) 一齐改選後の最新の委嘱状況(R7.12月具申分)

R7.12月末時点の 委嘱者数	区域担当			主任児童委員			合計		
	定数	委嘱者	欠員	定数	委嘱者	欠員	定数	委嘱者	欠員
市町村(高知市除く) 計	1,612	1,465	147	129	126	3	1,741	1,591	150
高知市	685	594	91	56	55	1	741	649	92
高知県合計	2,297	2,059	238	185	181	4	2,482	2,240	242

一齐改選により見えてきた課題

- いずれの市町村も高齢化・人口減少により担い手の確保が大きな課題
- 市町村においては、地区の統合により委員の定数を減らしたい考えがある一方、委員が受け持つ世帯数が増加する、地理的に移動距離が長くなるなど、委員の負担が増えることになるため、地区の統合が進みにくい状況
- 担い手が見つからない地区については主に市町村が候補者探しや交渉に奔走
- 委員が欠員となっている地区については、近隣の委員や民児協の会長がフォローしている状況

◆社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

◆高知県社会福祉審議会規則第7条

身体障害者福祉専門分科会に審査部会及び更生医療部会を置く。【部会開催時期：7月、11月、3月】

審査部会

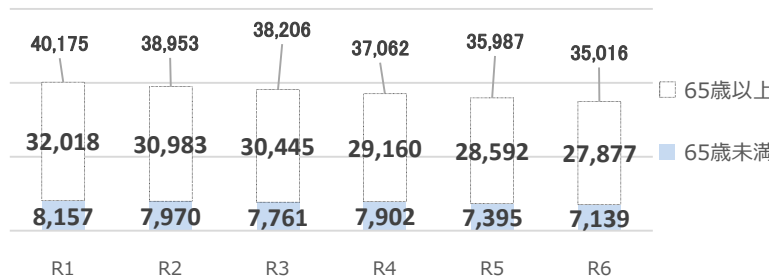
<審議内容> ※令和7年度は7月、11月

・身体障害者の障害程度の審査（手帳の非該当・却下など）
令和6年度：1件 令和7年度：1件

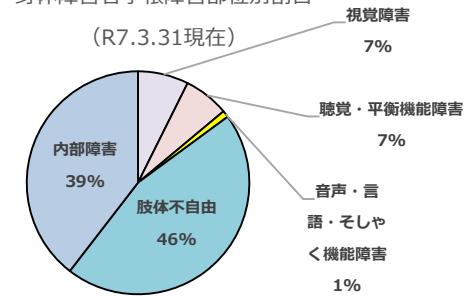
・身体障害者手帳の交付に関する診断書を作成する医師の指定の審査（身体障害者福祉法第15条）
令和6年度：32名 令和7年度：25名
※指定医師数：717名（令和7年12月1日現在）

※部会開催のほか、身体障害者手帳の障害等級認定に関して、随時判定依頼を行っている。

身体障害者手帳交付数の推移（各年度末現在）



身体障害者手帳障害部位別割合（R7.3.31現在）



更生医療部会

<審議内容> ※令和7年度は7月、11月

・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の新規指定、指定更新、指定取り消しの審査

	新規指定				指定更新（6年毎）				指定取り消し
	病院	薬局	訪問看護	計	病院	薬局	訪問看護	計	
令和6年度	0	3	2	5	26	101	2	129	0
令和7年度	1	0	1	2	0	11	2	13	0

・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の主たる医師の変更、管理薬剤師の変更の審査等

	主たる医師の変更	管理薬剤師の変更	計
令和6年度	2	47	49
令和7年度	5	21	26

※指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）数（令和7年12月1日現在）
病院・診療所：36 薬局：179 訪問看護ステーション：20

※自立支援医療（公費負担制度）

育成医療（18歳未満）：身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の力を得るために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第1項）

更生医療（18歳以上）：身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第2項）

更生医療レセプト件数の推移

